中期発がん性試験(ラット肝中期発がん性試験)の結果の評価基準 (平成 26 年度第 1 回発がん性評価WGで確認)

厚生労働省では、平成25年度から化学物質の発がん性スクリーニングとして、 ラット肝中期発がん性試験を実施している。

この試験の結果の評価は、発がん性評価ワーキンググループで行うこととなっており、その際の評価基準は次のとおりとする。

1 陽性の判断基準

投与群における肝臓の胎盤型 Glutathione S-transferase (GST-P) 陽性細胞巣の単位面積あたりの個数又は面積が、媒体対照群と比較して有意に増加し、かつ、用量反応性が認められる場合、又は単一の用量群において明らかな増加が認められる場合、陽性と判断する。

※検査方法等は、<参考1>を参照。

2 がん原性指針の策定の要否の判断基準

発がん性評価ワーキンググループにおいて、ラット肝中期発がん性試験の結果が「陽性」と判断された物質は、原則として、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく厚生労働大臣の指針(がん原性指針)の対象とする。

ただし、被験物質が遺伝毒性を有さず、かつ、ラット肝中期発がん性試験から得られた NOAEL 等が日本産業衛生学会の許容濃度等と比較して非常に大きく、労働者に健康影響を与える可能性が低い場合は別途検討する。

3 リスク評価の要否の判断基準

発がん性評価ワーキンググループにおいて、ラット肝中期発がん性試験の結果が「陽性」と判断された物質は、原則として、リスク評価の候補物質とし、「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」等での意見聴取を行った上で「有害物ばく露作業報告」の対象とする。

<参考1>GST-P陽性細胞巣の検査方法等について

定期解剖動物について、固定・保存した肝臓(右上葉、右下葉及び尾状葉)を切り出し、パラフィン包埋、薄切、胎盤型 Glutathione S-transferase (GST-P)の免疫組織学的染色を行う。GST-P 陽性細胞巣の個数及び面積を、病理標本画像解析装置を用いて、肝臓切片 1 cm² 当たりの GST-P 陽性細胞巣(直径 0.2 mm 以上)の個数及び総面積を算出する。

また、GST-P 陽性細胞巣の個数及び面積は、1匹当たりの GST-P 陽性細胞巣の個数 (個/ cm^2) 及び面積 (mm^2/cm^2) を算出する。

<参考2>ラット肝中期発がん性試験以降のさらなる試験の実施について

(1) 陽性と判断された物質の場合

発がん性評価ワーキンググループにおいて、ラット肝中期発がん性試験の結果が「陽性」と判断された物質は、原則として、吸入による長期発がん性試験の可否を確認するためのフィージビリティ試験(試験用ガス、蒸気等の発生試験)を行う。

その結果、試験可能と判断された場合には、<u>吸入による長期発がん性試</u> <u>験</u>の候補物質とし、「有害性評価小検討会」において、候補物質の中から試 験対象物質を選定する。

試験対象物質が選定された場合には、発がん性評価ワーキンググループにおいて、長期発がん性試験の使用動物種等を決定する。

(2) 陰性と判断された物質の場合

発がん性評価ワーキンググループにおいて、ラット肝中期発がん性試験の結果が「陰性」と判断された物質は、原則として、肝臓以外の臓器を標的臓器とした中期発がん性試験(以下「非肝臓中期発がん性試験」という。)の候補物質とする。

ただし、当分の間は、ラット肝中期発がん性試験を優先して行うこととし、 将来、非肝臓中期発がん性試験を行う段階となった場合には、その時点まで に実施したラット肝中期発がん性試験で陰性だった物質の中から、発がん性 評価ワーキンググループにおいて、追加の試験が必要な物質を選定するとと もに、標的臓器及び試験方法を決定する。